

指定居宅サービス訪問看護事業者〔指定介護予防サービス訪問看護事業者〕

訪問看護ステーション やすらぎ 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は医療法人一条会が開設する訪問看護ステーションやすらぎ（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕（以下「事業」という。）は、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、その療養生活をするとともに、心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 1. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
2. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
4. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

（指定介護予防訪問看護の運営の方針）

- 第3条 1. 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替えサービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意志及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
4. 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、事業所の看護師のみによって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称、及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 訪問看護ステーションやすらぎ
2. 所在地 四万十市具同2278番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第6条 従業員等の職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者は保健師、又は看護師1名（訪問看護職員と兼務）

管理者は、従業員の管理、及び指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用の申し込みにかかる調整や、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2. 看護師等は常勤で2、5名以上（管理者を含む）

看護師等は、訪問看護計画書、及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日、及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。

日曜、祝日、及び年末年始（12月30日～1月3日）は営業しない。

2. 営業時間 月曜日～土曜日 8：30～17：00

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次にあげる事業を行う。

1. 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明。

(サービス内容の例)

- ① 病状、障害、全身状態の観察。
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事、及び排泄等日常生活の世話。
- ③ 褥瘡、創傷の予防、及び処置。
- ④ 認知症患者等の看護。
- ⑤ 療養生活、介護方法の助言。
- ⑥ 在宅療養を継続する為に必要な医師の指示による医療処置。
- ⑦ 精神障害者の服薬管理を始めとする治療のマネジメント。
- ⑧ 日常生活を営む為の技術に関する援助、指導。
- ⑨ 利用者、家族への精神的支援。
- ⑩ 活動性の維持、向上の為の訓練指導。
- ⑪ 家族への介護指導。

2. 訪問看護計画に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

3. 指定訪問看護報告書〔指定介護予防訪問看護〕の作成

(利用料)

第9条 1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2. 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

3. 次条に定める通常の事業の地域を越えて行う事業に要した交通費も、徴収しない。

4. 利用料等の支払いを受けたときは、利用者、又はその家族に対し、利用料について記載した領収書を交付する。

5. 指定訪問看護「指定介護予防訪問看護」の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用料の金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨を受け入れることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は四万十市の区域とする。通常の実施区域外等（黒潮町・宿毛市・大月町・三原村・土佐清水）については、利用希望者の状況等を踏まえ、都度検討のうえ、受け入れできるか否か決定するものとする。

（緊急時における対応方法）

第11条 1. 従業員等は指定訪問看護「指定介護予防訪問看護」を実施中に、利用者の病状が急変し、あるいはその他の緊急事態が発生したときは、必要に応じて応急の手当を行うと同時に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。又、処置後、速やかに管理者、及び主治医に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかわる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止に関する措置）

第12条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報についての留意事項）

第 13 条 従業員等は業務上知り得た利用者やその家族の個人情報を、在職中、又は退職後においても、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。

（相談・苦情）

第 14 条 1. 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2. 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

（ハラスメントにおける対応方法）

第 15 条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕提供時における、職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け、基本方針を定め、従事者の研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 1. 管理者は、従業員の技能向上を図る為に、随時研修を実施し、又、業務体制を適切に整備しなければならない。

2. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人一条会と訪問看護ステーションやすらぎの管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から一部改訂